



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 1 5 号 令和 7 年 4 月 4 日 発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
3 9	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	都市計画課

【公布された条例等のあらまし】

● **宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則**（規則第三十九号）

- 一 宅地造成等に関する工事等の着手、変更及び中止等の届出に係る規定を設けることとした。
- 二 宅地造成等に関する工事等の許可申請書に添付する書類について定めることとした。
- 三 宅地造成等に関する工事等の軽微な変更の届出及び定期の報告並びに身分証明書の様式を定めることとした。
- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第三十九号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則を次のように定める。

令和七年四月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(宅地造成等に関する工事に係る許可申請書に添付する書類)

第二条 省令第七条第一項第十二号及び第二項第十号の規定により工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 許可を受けようとする者が個人であるときは、申請直前三年の各年における所得税の納税証明書
- 二 許可を受けようとする者が法人であるときは、申請直前三年の各事業年度における法人税の納税証明書及び事業経歴書
- 三 工事施行者の登記事項証明書及び工事経歴書並びに工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項の許可を受けていることを証する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

(宅地造成等に関する工事の着手の届出)

第三条 法第十二条第一項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事に着手したときは、工事着手届出書（様式第一号）を知事に提出しなればならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第四条 法第十六条第二項の規定による宅地造成等に関する工事に係る届出は、工事の軽微な変更届出書（様式第二号）を知事に提出して行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事等に係る届出工事等の変更の届出)

第五条 法第二十一条第一項の規定による宅地造成等に関する工事に係る届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条第三項の規定による擁壁等に関する工事等に係る届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事等の変更届出書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事等の中止等の届出)

第六条 法第十二条第一項の規定による許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項の規定による届出をした工事主若しくは同条第三項の規定による届出をした者は、工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、工事の中止・再開・廃止届出書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第七条 法第十九条第一項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第六号）を知事に提出して行わなければならない。

2 法第十九条第一項の規定による土石の堆積に関する工事に係る報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第七号）を知事に提出して行わなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る許可申請書に添付する書類）

第八条 省令第六十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定により工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手の届出）

第九条 法第三十条第一項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、工事着手届出書を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第十条 法第三十五条第二項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る届出は、工事の軽微な変更届出書を知事に提出して行わなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等に係る届出工事等の変更の届出）

第十一条 法第四十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第四十条第三項の規定による擁壁等に関する工事等に係る届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事等の変更届出書を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の中止等の届出）

第十二条 法第三十条第一項の規定による許可を受けた工事主又は法第四十条第一項の規定による届出をした工事主若しくは同条第三項の規定による届出をした者は、工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、工事の中止・再開・廃止届出書を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告）

第十三条 法第三十八条第一項の規定による特定盛土等に関する工事に係る報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書を知事に提出して行わなければならない。

2 法第三十八条第一項の規定による土石の堆積に関する工事に係る報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書を知事に提出して行わなければならない。

（身分証明書）

第十四条 法第七条第一項（法第二十四条第二項及び第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の証明書は、様式第八号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条、第9条関係）

工事着手届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

{ 宅地造成等に関する工事
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事 } に次のとおり着手したので、宅地造成及
び特定盛土等規制法施行細則 { 第3条
第9条 } の規定により、届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事が施行される土地の所在地	
着 手 年 月 日	年 月 日

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

工事の軽微な変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第2項
第35条第2項〕の規定により、〔宅地造成等に関する
特定盛土等又は土
る工事
石の堆積に関する工事〕の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事が施行される土地の所在地	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第3号（第5条、第11条関係）

届出工事の変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項
第40条第1項 } の規定により届け出た { 宅地造成等
特定盛土等
に関する工事
又は土石の堆積に関する工事 } を次のとおり変更したいので、宅地造成及び特定盛土等
規制法施行細則 { 第5条第1項
第11条第1項 } の規定により、届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事が施行される土地の所在地	
工事が施行される土地の面積	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号（第5条、第11条関係）

届出工事等の変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第3項
第40条第3項〕の規定により届け出た擁壁等に関する

工事等を次のとおり変更したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則〔第5
第11
条第2項〕の規定により、届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事が施行される土地の所在地	
施行しようとする工事の 種類及び内容	
変更事項	
変更理由	

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号（第6条、第12条関係）

工事の中止・再開・廃止届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

{宅地造成等に関する工事等
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等}を次のとおり{中止
再開
廃止}したいので、宅

地造成及び特定盛土等規制法施行細則{第6条
第12条}の規定により、届け出ます。

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
理 由	
工事進捗状況及び防災措置	

備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号（第7条、第13条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第1項
第38条第1項〕の規定により、〔宅地造成又は特定
盛土等に関する工事〕
盛土等に関する工事〕について、次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号	
4 報告年月日	第1回	第2回	第3回	第4回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する暗渠 <small>きよ</small> の配置を完了したときの状況				

備考

- 1 工事主が法人の場合には、1欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 第5回以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

様式第7号（第7条、第13条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第1項
第38条第1項〕の規定により、土石の堆積に関する
工事について、次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号	
4 報告年月日	第1回	第2回	第3回	第4回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 地下に埋設する暗渠の配置を完了したときの状況				

備考

- 1 工事主が法人の場合には、1欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 第5回以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（土石の堆積の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

様式第 8 号（第14条関係）

（表）

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定による基礎調査のための土地の立入り等の権限、同法第6条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の権限並びに同法第24条第1項及び第43条第1項の規定による立入検査の権限を有する職員であることを証明する。

有効期限 年 月 日発行
年 月 日まで

徳島県知事



(裏)

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2～5 (略)

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 (略)

(証明書等の携帯)

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

- 2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(立入検査)

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。